

# Weekly Report

第640日号  
令和4年2月28日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 4月から制度改正される「iDeCo」

### ◆iDeCoにおける税制優遇措置

iDeCo(個人型確定拠出年金)は、加入者自らが掛金を拠出して運用を行い、公的年金に上乘せし給付を受け取れる私的年金制度で、約231万人(本年1月時点)が加入しています。

iDeCoでは、掛金の拠出時・運用時・受給時に税制の優遇措置が講じられており、掛金は加入者によって異なる上限額がありますが、全額所得控除の対象となり、運用益は非課税です。また、受給時には所得控除(一時金で受給する場合は「退職所得控除」、年金の場合は「公的年金等控除」)を受けることができます。

なお、原則として60歳までに引き出すことはできません。

### ◆来年4月以降に実施される制度改正

本年4月から次のような制度改正が実施されます。

#### ◎受給開始時期の上限年齢引上げ(4月施行)……

公的年金の受給開始時期の選択肢拡大にあわせて、iDeCoにおける老齢給付金の受給開始時期(現

行60歳~70歳)の上限年齢を75歳に上げます。

◎加入可能年齢の拡大(5月施行)……現行、iDeCoに加入できるのは60歳未満の公的年金の被保険者ですが、65歳未満に拡大されます(自営業者や専業主婦などの第1号・第3号被保険者は60歳以降、国民年金に任意加入している方が対象)。

◎企業型DC加入者のiDeCo加入要件緩和(10月施行)……企業型確定拠出年金(企業型DC)の加入者は労使合意に基づく規約の定めや事業主掛金の上限引下げがなくても、iDeCoに原則加入できるようになります。

## 3月以降の雇用調整助成金の特例は

新型コロナの影響に伴う雇用調整助成金の特例措置について、本年3月から原則的な措置における助成額の日額上限が9千円(現行1万1千円)に引下げられます(助成率は変更なし)。ただし、地域特例・業況特例については現行措置(助成率:最大10/10、日額上限:1万5千円)のまま維持されます。

また、厚労省は本年4月以降の予定を公表し、3月からの助成内容を6月まで継続する方針です(4月以降に業況特例を利用する場合は毎月業況を確認するとしています)。

なお、新型コロナ対応休業支援金・給付金については、3月以降も変更ありません。

## ★★★3月のチェックポイント★★★

※令和3年分所得税の確定申告は3月15日(水)が期限ですが、新型コロナの影響で申告が困難な場合は4月15日までの間、申告書に延長申請と記載することで認められます。

※1日から全国火災予防運動。今年の統一標語は「**おうち時間 家族で点検 火の始末**」です。

※期限切れとなる、契約書・身分証明書・届出書などを確認し、更新や延長の手続きをします。

※年度末は売掛金など債権回収の好機、完全回収に取り組み資金繰りの改善に努めます。